

～2020年度税制改正①～

昨年12月に2020年度の与党税制改正大綱が発表された。今回は2020年度税制改正について、事業法人に係る法人税、消費税関係に係る主な改正内容の概要を記載する。

(ポイント)

○2020年度税制改正の主な内容

(法人税関係)

項目	内容	適用時期
オープンイノベーション促進税制	<p>特定事業活動*を行う中小企業である青色申告法人が特定株式*を取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の最大25%までの所得控除 ・5年以内に譲渡した場合等には、益金に戻す <p>*特定事業活動: 自らの経営資源以外を活用し生産性の高い事業や新事業開拓を目指すこと</p> <p>*特定株式: 産業競争力強化法の新事業開拓事業者であり、特定事業活動に資する事業を行っている設立10年未満の一定の法人に対し払込金額1億円以上(中小企業による場合は1,000万円以上)であるなど</p>	2020年4月1日から2022年3月31日までの取得が対象
特定高度情報通信用認定等設備	<p>特定高度情報通信等システム普及促進法(仮称)制定を前提に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却(取得価額の30%)又は税額控除(取得価額の15%)</p>	
研究開発税制その他生産性向上関連制度	<p>大企業の研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)を適用できないとする措置の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超える要件につき、当期償却費総額の30%を超えることとする ②特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除を追加 ③賃上げ・投資促進税制における国内設備投資額要件につき、国内設備投資額が当期償却費総額の95%以上であることとする ④交際費損金不算入制度につき適用期限2年延長、接待飲食費に係る損金算入特例の対象法人から資本金等が100億円超の法人を除外 	

(裏面に続く)



～2020年度税制改正①～

-前頁より続き

項目	内容	適用時期
連結納税制度の見直し	現行制度に代え、グループ通算制度移行	2022年4月1日以降開始事業年度より
交際費損金不算入制度 中小企業者等の少額減価償却資産の特例	適用期限2年延長。中小法人に係る損金算入特例も2年延長 適用期限2年延長。以下の見直し。 ①対象法人から連結法人を除外 ②常時使用する従業員数要件を500人以下に引下げ	2年延長 2年延長
中小企業者の欠損金等以外の欠損金繰戻し還付制度	設備廃棄等欠損金額特例を廃止した上で、不適用措置の適用期限2年延長	2年延長
時価の算定に関する会計基準への対応	売買目的有価証券の時価評価金額等の見直し	-
退職年金等積立金に対する法人税	退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置の適用期限3年延長	3年延長

(消費税関係)

項目	内容	適用時期
消費税申告期限延長	法人税の確定申告期限延長申請をしている法人に関して、消費税についても確定申告期限を1ヶ月延長申請が可能となる。なお、延長された期間の利子税の負担は必要	2021年3月31日以降に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用
居住用建物の消費税還付の封じ込め	住宅貸付に供しないことが明らかな建物「以外」の建物で取得価額が1,000万円以上などの「高額特定資産」については消費税の仕入税額控除を認めないこととされた ・住宅の貸付に供しないことが明らかな部分については仕入税額控除可 ・3年以内に譲渡または居住用以外に転用した場合には、その時点で仕入税額控除可 ・課税売上割合の高い会社であれば、一括比例配分方式により実質控除可能であった社宅等の居住用建物も仕入税額控除不可	2020年10月1日以後の取得から適用(2020年3月31日までの契約分は従前どおり)

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(2020年度税制改正:連結納税制度見直し)

昨年12月に2020年度の与党税制改正大綱が発表された。国会での決定までは流動的ではあるが、今回の税制改正の概要が示されたわけだ。この中で連結納税制度の抜本の見直しがあり、グループ通算制度への移行が含まれている。2022年4月1日以降開始事業年度から、既に連結納税制度を適用している法人はそのままグループ通算制度(損益通算)に移行するか、一定の届出書を提出し単体納税法人に戻るかを選択することになる。現行の連結納税制度は企業グループ全体を納税単位としているが、税額計算が複雑で、税務調査後の修正・更生等に時間がかかり過ぎる等の指摘があった。グループ通算制度では、企業グループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとすることなどにより事務負担の軽減を図る。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。